

香取市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

香取市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(以下「乙」という。)とは、甲における共助社会の実現に向け、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

(1) 市民の健康づくり及び食育の推進に関する事項

(2) スポーツの振興、青少年の育成及び教育の推進に関する事項

(3) 災害時における被災者への支援及び協力に関する事項

(4) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関する事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、前条に規定する取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示及び漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(解約)

第6条 甲又は乙は、前条の有効期間にかかるわらず、この協定を解約しようとするときは、甲乙協議の上、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月24日

甲：千葉県香取市佐原口2127番地

香取市

香取市長

一宇々が
千葉県
香取市
長之印

乙：東京都千代田区神田司町2丁目9番地

大塚製薬株式会社

東京支店長

池内兵郎

